

社 会 福 祉 法 人
定 款 変 更 マ ニ ュ ア ル

令和3年1月

宮城県保健福祉部社会福祉課

《目 次》

目次	1
定款変更の手続き	2
定款変更時のチェック項目	4
社会福祉法人定款変更認可申請書	5
（別紙）社会福祉法人定款変更認可申請・変更届出添付書類一覧	7
（参考資料1）社会福祉法人の定款例について	8
（参考資料2）社会福祉事業一覧	23
（1）第一種社会福祉事業	23
（2）第二種社会福祉事業	24
（参考資料3）公益事業例	27
担当窓口一覧	29

（凡例）

法：社会福祉法（昭和26年法律第45号）

法規：社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）

一般法人法：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）

《 定 款 変 更 の 手 続 き 》

社会福祉法人の定款変更は、評議員会の決議を得た後、関係書類を添付して所轄庁へ申請し認可を得ること（届出事項の場合は届出）が必要となります。

1. 定款変更時のチェック項目

定款変更を行う際には「定款変更時のチェック項目」（本書 P4 参照）に留意してください。

2. 変更届（法第 45 条の 3 6 第 4 項及び法規第 4 条）

（1）届出事項

以下の事項のみの変更の場合は、変更認可申請ではなく**変更届出**となります。

- ① 事務所所在地の変更（定款例第 4 条）
- ② 基本財産の増加（定款例第 28 条第 2 項 ※）
- ③ 公告の方法の変更（定款例第 39 条）

※ 基本財産を改築した場合には、単純な増加ではないので変更認可申請となります。（なお、基本財産の取り壊しの場合、改築で老朽民間社会施設整備費の国庫補助を受けていない場合等については、定款変更認可の他に基本財産処分承認（定款例第 29 条）を受ける必要があるので注意してください。）

（2）届出書類

- ① 社会福祉法人定款変更届出書
「社会福祉法人定款変更認可申請書」（本書 P5～6 参照）の表題の「認可申請書」を「届出書」に、「申請者」を「届出者」に、「申請年月日」を「届出年月日」に変更の上、使用してください。
- ② 添付書類
「社会福祉法人定款変更認可申請・変更届出添付書類一覧」（本書 P7 参照）を確認してください。

（3）提出先及び提出部数

県所管の社会福祉法人 : 県各保健福祉事務所の企画総務班へ
(詳細は「担当窓口一覧」(本書 P29 参照))
正副 2部(全く同一のものを2部)
※不動産登記事項証明書について、
1部は写し(要原本証明)可。

市所管の社会福祉法人 : 各市担当課へ

3. 変更認可申請（法第45条の36第2項）

（1）認可事項

前頁2（1）の届出事項以外の変更は、全て認可事項となります。

（届出事項と併せて認可事項を変更する場合は、変更認可申請となります。）

（2）申請書類

① 「社会福祉法人定款変更認可申請書」（本書P5～6参照）

② 添付書類

「社会福祉法人定款変更認可申請・変更届出添付書類一覧」（本書P7参照）を確認してください。

（3）提出先及び提出部数

県所管の社会福祉法人 : 県各保健福祉事務所の企画総務班へ
（詳細は「担当窓口一覧」（本書P29参照））
正副 3部（全く同一のものを3部）
※不動産登記事項証明書について、
2部は写し（要原本証明）可。

市所管の社会福祉法人 : 各市担当課へ

《 定 款 変 更 時 の チ ェ ッ ク 項 目 》

<p>1 変更内容に係る確認事項</p> <p>決議後の事務局による議案書修正は認められないので、議案作成時に法に定める必要事項が記載されているかなど、十分に確認してください。（事前相談にも適宜対応しています。）</p>
<p>(1) 変更内容が定款例の必要的記載事項や相対的記載事項の内容に沿っているか。 「社会福祉法人の定款例について」（本書 P8～22 参照）と照らし合わせてチェックしてください。</p>
<p>(2) 事業等の表記が適当か。 目的の変更、事業（社会福祉事業、公益事業、収益事業）の追加、名称変更、廃止など登記が必要となる変更である場合には、変更する事業以外の事業を含め表記が「社会福祉事業一覧」（本書 P23～26 参照）、「公益事業例」（本書 P27～28 参照）に合致しているか確認の上、必要があれば併せて変更してください。</p>
<p>2 決議に係る確認事項</p> <p>【注】理事会、評議員会ともに表決委任や書面表決は認められません。</p>
<p>(1) 理事会</p> <p>当該定款変更を決議した評議員会の招集について(※)適正に決議しているか。 評議員会を招集する場合は、理事会の決議で日時等を定める必要があります（法第45条の9第10項で準用する一般法人法第181条）。 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあってはその割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）をもって行う必要があります（法第45条の14第4項）。</p>
<p>(2) 評議員会</p> <p>当該定款変更に係る決議が適正に行われているか。 定款の変更に係る決議は、<u>決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2</u>（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）<u>以上</u>（※）に当たる多数をもって行う必要があります（法第45条の9第7項）。 （※）出席評議員の3分の2以上ではないことに注意してください。</p>
<p>3 議事録に係る確認事項</p>
<p>(1) 議事録は、法令で定める事項が記載されているか（法第45条の14第6項及び法規第2条の17並びに法第45条の11第1項及び法規第2条の15）。</p>
<p>(2) 議事録は、法又は定款で定める者が署名又は記名押印しているか。</p>

※評議員会を招集する場合に、理事会の決議により定めなければならない事項

（法第45条の9第10項で準用する一般法人法第181条及び法規第2条の12）

- ・ 評議員会の日時及び場所
- ・ 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項
- ・ 評議員会の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）の概要（議案が確定していない場合にあっては、その旨）

(表 面)

社会福祉法人定款変更認可申請書			
申請者	主たる事務所の所在地		
	ふりがな 名称		
	理事長の氏名		
申請年月日			
定款変更の内容及び理由	内 容		理 由
	変 更 前 の 条 文	変 更 後 の 条 文	

(裏 面)

定 款 変 更 の 内 容 及 び 理 由	内 容		理 由
	変 更 前 の 条 文	変 更 後 の 条 文	

記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。

また、変更前の条文と変更後の条文を対比表とすることが困難な場合には、対比表の形式によらないことも差し支えないこと。

(別紙)

《社会福祉法人定款変更認可申請・変更届出添付書類一覧》

○…原則として提出が必要なもの △…該当する書類がある場合に提出が必要なもの

提出書類(※1)	変更事項	事業目的の追加		基本財産の変更(※2)			役員等定数変更 その他条文整理	備考		
		設置経営	受託経営 管理経営	追加	増改築	削除				
1	申請書	○	○	○	○	○	○			
2	理事会議事録(写) 議案書・議案資料(写)(※3)	○	○	○	○	○	○	議案書は評議員会の招集に係る部分(議案の概要が分かるものを含む)のみで可		
3	評議員会議事録(写) 議案書・議案資料(写)(※3)	○	○	○	○	○	○	議案書は定款変更に係る部分のみで可		
4	変更後の定款	○	○	○	○	○	○			
5	現行の定款	○	○	○	○	○	○			
6	収支予算書	○	○	(○)	(○)	-	-			
7	事業の概要説明書	-	○	-	-	-	-			
8	受託契約書(写), 指定書(写) 又は協定書(写)等	-	○	-	-	-	-			
9	関係条例(写)	-	△	-	-	-	-			
10	施設建設関係書類	施設整備に係る予算書 又は決算書	○	-	(○)	(○)	-	-	施設整備等に係る収支の内訳が分かる資料	
		補助金等の決定(内定)通知書(写)	△	-	(△)	(△)	-	-		
		助成金等の決定(内定)通知書(写)	△	-	(△)	(△)	-	-		
		借入金関係書類	借入金決定書(写)又は 受理証明書(写)等	△	-	(△)	(△)	-	-	
			償還計画	△	-	(△)	(△)	-	-	
		償還金贈与契約書(写)	△	-	(△)	(△)	-	-		
		所得証明書・残高証明書 身分証明書・登記簿謄本 印鑑登録証明書	△	-	(△)	(△)	-	-	償還の財源に寄付金を予定している場合	
		建設資金贈与契約書(写)	△	-	(△)	(△)	-	-		
		身分証明書, 登記簿謄本, 印鑑 登録証明書, 残高証明書	△	-	(△)	(△)	-	-	建設費用の財源に寄付金を予定している場合	
		工事関係契約書(写) 又は見積書(写)	○	-	(○)	(○)	-	-		
		領収書(写)	△	-	(△)	(△)	-	-		
		不動産売買契約書(写)	△	-	(△)	(△)	-	-	施設整備に際して不動産を購入した場合	
		不動産登記事項証明書 (基本財産が減少する場合は, 減少 したことがわかるもの)	○	-	○	○	○	-	正本は原本, 副本は原本証明した写しで可	
建築確認書(写)	○	-	(○)	(○)	-	-				
図面	○	△	(○)	(○)	-	-				
11	施設長就任承諾書, 履歴書及び施設長の資格を証する書類	△	△	-	-	-	-	施設の人員基準等で施設長の配置が必須の場合		
12	廃止事業に係る財産処分方法	-	-	-	-	△	-			
13	事業の廃止届(写)又は認可書(写)等	-	-	-	-	△	-	事業廃止の事実が客観的に分かるもの		
14	基本財産処分承認書(写)	-	-	-	○	○	-			

上記の提出書類のほか, 必要に応じて社会福祉法第59条の規定により届出されている書類についても内容を確認します。

(※1) 提出書類のうち(写)とあるものについては, 原本証明が必要になります。また, 上記は通常想定される場合の提出書類であり, 変更の内容によっては追加書類の提出が必要な場合があります。

(※2) 事業目的の追加を伴う基本財産の新築又は増改築を行う場合で, 事業目的の追加に係る定款変更認可を受けているときは, (○)又は(△)の資料は既に確認済みのため, 基本財産の追加に係る定款変更認可申請時には添付不要です。ただし, 既に定款に記載されている事業について2か所目以降の施設等を基本財産に追加する場合は全ての書類が必要です。

(※3) 決議の省略の方法により行った場合は, 議事録の他に提案書や同意書(理事会については監事からの異議がないことの確認書を含む)の写しの提出が必要です(全て原本証明が必要)。

（参考資料1）

《社会福祉法人の定款例について》

1. 定款例について

- 各法人の定款に記載されることが一般的に多いと思われる事項について、定款の定め方の一例を記載している。
- 各法人の定款の記載内容については、当該定款例の文言に拘束されるものではないが、定款において定めることが必要な事項が入っているか、その内容が法令に沿ったものであることが必要である。

2. 記載事項の種類

- 必要的記載事項（直線）→ 必ず定款に記載しなければならない事項であり、その一つでも記載が欠けると、定款の効力が生じない事項（法第31条第1項各号に掲げる事項等） ※ 内容については、法令に沿ったものであればよく、当該定款例の文言に拘束されるものではないこと。
- 相対的記載事項（点線）→ 必要的記載事項と異なり、記載がなくても定款の効力に影響はないが、法令上、定款の定めがなければその効力を生じない事項
- 任意的記載事項 → 法令に違反しない範囲で任意に記載することができる事項

3. 評議員会及び理事会における法定決議事項

	理事会	評議員会
決議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定（法第45条の9第10項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第181条） ・ 理事長及び業務執行理事の選定及び解職（理事長：法第45条の13第2項第3号、業務執行理事：法第45条の16第2項第2号） ・ 重要な財産の処分及び譲受け（法第45条の13第4項第1号） ・ 多額の借財（法第45条の13第4項第2号） ・ 重要な役割を担う職員の選任及び解任（法第45条の13第4項第3号） ・ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止（法第45条の13第4項第4号） ・ コンプライアンス（法令遵守等）の体制の整備（法第45条の13第4項第5号）※一定規模を超える法人のみ ・ 競業及び利益相反取引（法第45条の16第4項において準用する一般法人法第84条第1項） ・ 計算書類及び事業報告等の承認（法第45条の28第3項） ・ 理事会による役員、会計監査人の責任の一部免除（法第45条の20第4項において準用する一般法人法第114条第1項） ・ その他の重要な業務執行の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事、監事、会計監査人の選任（法第43条） ・ 理事、監事、会計監査人の解任（法第45条の4第1項及び第2項）★ ・ 理事、監事の報酬等の決議（理事：法第45条の16第4項において準用する一般法人法第89条、監事：法第45条の18第3項において準用する一般法人法第105条） ・ 理事等の責任の免除（全ての免除：法第45条の20第4項で準用する一般法人法第112条（※総評議員の同意が必要）、一部の免除：第113条第1項）★ ・ 役員報酬等基準の承認（法第45条の35第2項） ・ 計算書類の承認（法第45条の30第2項） ・ 定款の変更（法第45条の36第1項）★ ・ 解散の決議（法第46条第1項第1号）★ ・ 合併の承認（吸収合併消滅法人：法第52条、吸収合併存続法人：法第54条の2第1項、法人新設合併：法第54条の8）★ ・ 社会福祉充実計画の承認（法第55条の2第7項） ・ その他定款で定めた事項 <p>★：法第45条の9第7項の規定により、議決に加わることができる評議員の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもって決議を行わなければならない事項</p>

社会福祉法人定款例

社会福祉法人定款例

社会福祉法人〇〇福社会定款

第一章 総則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 障害児入所施設の経営

(ロ) 特別養護老人ホームの経営

(ハ) 障害者支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 老人デイサービス事業の経営

(ロ) 老人介護支援センターの経営

(ハ) 保育所の経営

(ニ) 障害福祉サービス事業の経営

(ホ) 相談支援事業の経営

(ヘ) 移動支援事業の経営

(ト) 地域活動支援センターの経営

(チ) 福祉ホームの経営

(備考)

- (1) 具体的な記載は、社会福祉法の基本的理念に合致するものであるとともに、それぞれの法人の設立の理念を体现するものとする。
- (2) 児童福祉に関する事業を行う法人においては、「心身ともに健やかに育成される」との趣旨に合致するものとする。
- (3) 上記記載は、あくまで一例であるので、(1)、(2)を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。
- (4) 市町村社会福祉協議会にあっては、次の例にならって記載すること。

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、〇〇市（区町村）における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の事業を行う。

(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

(2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

(3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

(4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(5) 地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業（指定都市社会福祉協議会に限る。）

(6) 共同募金事業への協力

(7) 福祉サービス利用援助事業

(8) 福祉関係各法に基づき実施される事業の経営

(注) 記載に当たっては、第一条の(1)及び(2)の例によること。

(9) その他本会の目的達成のため必要な事業

(5) 都道府県社会福祉協議会にあっては、次の例にならって記載すること。

(目的)

第一条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、〇〇県(都道府)における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の事業を行う。

(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

(2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

(3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

(4) 社会福祉を目的とする事業を営業者への支援に関する事業

(5) (1)から(3)までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(6) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修

(7) 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言

(8) 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整

(9) 共同募金事業への協力

(10) 〇〇県福祉人材センターの業務の実施

(11) 日常生活自立支援事業

(12) 福祉関係各法に基づき実施される事業の経営

(注) 記載に当たっては、第一条の(1)及び(2)の例によること。

(13) その他本会の目的達成のため必要な事業

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人〇〇福祉会という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、(地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等)を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番に置く。

(備考)

最小行政区の市区町村名までの記載でも可能。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員〇〇名以上〇〇名以内を置く。

(備考一)

確定数とすることも可能。

(備考二)

法第40条第3項の規定により、在任する評議員の人数は理事の人数を超える必要がある。なお、平成27年度における法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額が4億円を超えない法人及び平成28年度中に設立された法人については、平成32年3月31日までは、評議員の人数は4名以上でよいものとする。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事〇名、事務局員〇名、外部委員〇名の合計〇名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の〇名以上が出席し、かつ、外部委員の〇名以上が賛成することを要する。

(備考)

評議員の選任及び解任は、上記の評議員選任・解任委員会以外の中立性が確保された方法によることも可能である。なお、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは効力を有しない(法第31条第5項)。

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(備考)

法第41条第1項に基づき、評議員の任期は、定款によって選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで伸長することもできる。

法第41条第2項に基づき、補欠評議員の任期を退任した評議員の任期満了時までとする場合には、第1項の次に次の一項を加えること。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員に対して、<例：各年度の総額が〇〇〇〇〇〇円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として>支給することができる。

(備考一)

無報酬の場合は、その旨を定めること。なお、費用弁償分については報酬等に含まれない。

(備考二)

民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないよう、理事及び監事並びに評議員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めた報酬等の支給の基準を定め、公表しなければならない(法第45条の35、第59条の2第1項第2号)。

第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事<並びに会計監査人>の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(備考)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(2)については、本定款例のように報酬等の額を定款で定めない場合には、評議員会において決定する必要がある（法第45条の16第4項において準用する一般法人法第89条、法第45条の18第3項において準用する一般法人法第105条第1項）。

(開催)

第一一条 評議員会は、定時評議員会として毎年度〇月に1回開催するほか、(〇月及び)必要がある場合に開催する。

(備考)

定時評議員会は、年に1回、毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければならない（法第45条の9第1項）ので、開催時期を定めておくことが望ましい。なお、「毎年度〇月」については、4月～6月までの範囲となる。開催月を指定しない場合は「毎年度〇月」を「毎会計年度終了後3ヶ月以内」とすることも差し支えない。他方、臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。（法第45条の9第2項）。

(招集)

第十二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第十三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の<例：3分の2以上>に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（備考）

第一項については、法第45条の9第6項に基づき、過半数に代えて、これを上回る割合を定款で定めることも可能である。（例：理事の解任等）

第二項については、法第45条の9第7項に基づき、3分の2以上に代えて、これを上回る割合を定めることも可能である。

（議事録）

第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

（備考一）

記名押印ではなく署名とすることも可能。

（備考二）

第二項にかかわらず、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名がこれに署名し、又は記名押印することとしても差し支えないこと。

第四章 役員及び<会計監査人並びに>職員

（役員<及び会計監査人>の定数）

第一五条 この法人には、次の役員を置く。

（1）理事 ○○名以上○○名以内

（2）監事 ○○名以内

- 2 理事のうち一名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、○名を業務執行理事とする。

<4 この法人に会計監査人を置く。>

（備考）

（1）理事は6名以上、監事は2名以上とすること。

（2）理事及び監事の定数は確定数とすることも可能。

（3）業務執行理事については、「理事長以外の理事のうち、○名を業務執行理事とすることができる。」と定めることも可能。

（4）会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

（5）社会福祉法の名称とは異なる通称名や略称を定款に使用する場合（例えば、理事長を「会長」と表記するような場合）には、「法律上の名称」と定款で使用する名称がどのような関係にあるのかを、定款上、明確にすることがあること。

<例>理事長、業務執行理事の役職名を、会長、常務理事とする場合の例

2 理事のうち1名を、会長、○名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

（役員<及び会計監査人>の選任）

第一六条 理事及び監事〈並びに会計監査人〉は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(備考)

会計監査人を置いていない場合、〈〉内は不要。

(理事の職務及び権限)

第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、〈例：理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。〉

3 理事長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(備考)

理事長及び業務執行理事の自己の職務の執行の状況を理事会に報告する頻度については、定款で、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上とすることも可能である(法第45条の16第3項)。

〈例〉

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(備考)

会計監査人を置く場合は、次の条を追加すること。

(会計監査人の職務及び権限)

第〇条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類(貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書)並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員〈及び会計監査人〉の任期)

第一九条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

〈3 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。〉

(備考一)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(備考二)

理事の任期は、定款によって短縮することもできる（法第45条）。

法第45条に基づき、補欠理事又は監事の任期を退任した理事又は監事の任期満了時までとする場合には、第1項の次に次の一項を加えること。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

(役員<及び会計監査人>の解任)

第二〇条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

<2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、(監事全員の同意により、) 会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。>

(備考)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(役員<及び会計監査人>の報酬等)

第二一条 理事及び監事に対して、<例：評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を>報酬等として支給することができる。

<2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。>

(備考一)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(備考二)

第1項のとおり、理事及び監事の報酬等の額について定款に定めないときは、評議員会の決議によって定める必要がある。

(備考三)

費用弁償分については報酬等に含まれない。

(職員)

第二二条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

(備考一)

運営協議会(地域や利用者の意見を法人運営に反映させるべく、地域の代表者や利用者又は利用者の家族の代表者等を構成員として社会福祉法人が任意で設置するもの)を設ける場合には、定款に次の章を加えること。

第〇章 運営協議会

(運営協議会の設置)

第〇条 この法人に、運営協議会を置く。

（運営協議会の委員の定数）

第〇条 運営協議会の委員は〇名とする。

（運営協議会の委員の選任）

第〇条 運営協議会の委員は、各号に掲げる者から理事長が選任する。

（1）地域の代表者

（2）利用者又は利用者の家族の代表者

（3）その他理事長が適当と認める者

（運営協議会の委員の定数の変更）

第〇条 法人が前々条に定める定数を変更しようとするときは、運営協議会の意見を聴かなければならない。

（意見の聴取）

第〇条 理事長は、必要に応じて、運営協議会から、地域や利用者の意見を聴取するものとする。

（その他）

第〇条 運営協議会については、この定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

（備考二）

社会福祉協議会及び社団的な法人で会員制度を設ける社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 会員

（会員）

第〇条 この法人に会員を置く。

2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。

3 会員に関する規程は、別に定める。

（備考三）

都道府県社会福祉協議会である社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 運営適正化委員会

（運営適正化委員会の設置）

第〇条 この法人に、社会福祉法に規定する運営適正化委員会（以下「運営適正化委員会」という。）を置く。

（運営適正化委員会の委員の定数）

第〇条 運営適正化委員会の委員は〇名とする。

（運営適正化委員会の委員の選任）

第〇条 運営適正化委員会の委員は、本法人に置かれる選考委員会の同意を得て、会長が選任する。

（運営適正化委員会の委員の定数の変更）

第〇条 法人が前条に定める定数を変更しようとするときは、運営適正化委員会の意見を聴かなければならない。

（業務の報告）

第〇条 運営適正化委員会はその業務の状況及び成果について、理事会に定期的に報告しなければならない。

（その他）

第〇条 運営適正化委員会については、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

第五章 理事会

（構成）

第二三条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第二四条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(備考)

(1) 「日常の業務として理事会が定めるもの」の例としては、次のような業務がある。なお、これらは例示であって、法人運営に重大な影響があるものを除き、これら以外の業務であっても理事会において定めることは差し支えないこと。

- ① 「施設長等の任免その他重要な人事」を除く職員の任免

(注) 理事長が専決できる人事の範囲については、法人としての判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ② 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること

- ③ 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

- ④ 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの

- ⑤ 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの

ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入

イ 施設設備の保守管理、物品の修理等

ウ 緊急を要する物品の購入等

(注) 理事長が専決できる契約の金額及び範囲については、随意契約によることができる場合の基準も参酌しながら、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ⑥ 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 理事長が専決できる取得等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ⑦ 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄

ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。

(注) 理事長が専決で処分できる固定資産等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ⑧ 予算上の予備費の支出

- ⑨ 入所者・利用者の日常の処遇に関すること

- ⑩ 入所者の預り金の日常の管理に関すること

- ⑪ 寄付金の受入れに関する決定

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 寄付金の募集に関する事項は専決できないこと。

なお、これらの中には諸規程において定める契約担当者に委任されるものも含まれる。

(招集)

第二五条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第二六条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(備考)

第一項については、法第45条の14第4項に基づき、過半数に代えて、これを上回る割合を定款で定めることも可能である。

(議事録)

第二七条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(備考一)

記名押印ではなく署名とすることも可能。

(備考二)

定款で、署名し、又は記名押印する者を、当該理事会に出席した理事長及び監事とすることもできる(法第45条の14第6項)。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) ○○県○○市○丁目○○番所在の木造瓦葺平家建○○保育園園舎 一棟 (平方メートル)

(2) ○○県○○市○丁目○○番所在の○○保育園 敷地 (平方メートル)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(備考)

公益及び収益を目的とする事業を行う場合には、次のように記載すること。

(資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産(公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載)の四種(公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、三種)とする。

2 本文第二項に同じ。

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産(公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載)以外の財産とする。

4 公益事業用財産及び収益事業用財産(公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載)は、第○条に掲げる公益を目的とする事業及び第○条に掲げる収益を目的とする事業(公益を目的とする事業又は収益を目的とする事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業のみを記載)の用に供する財産とする。

5 本文第四項に同じ。

(基本財産の処分)

第二九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認

を得て、〔所轄庁〕の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、〔所轄庁〕の承認は必要としない。

一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

三 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出るものとする。

（資産の管理）

第三〇条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（備考）

基本財産以外の資産において、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用を行う場合には、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

（事業計画及び収支予算）

第三一条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、〈例 1：理事会の承認、例 2：理事会の決議を経て、評議員会の承認〉を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間（、また、従たる事務所に 3 年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(備考) 会計監査人を置いている場合の例

第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第二条の三十九に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（、また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第三三条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第三四条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第三五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

（備考一）

公益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 公益を目的とする事業

（種別）

第〇条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 〇〇の事業
- (2) 〇〇の事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

（注1）具体的な目的の記載は、事業の種別に応じ、社会福祉法の基本的理念及びそれぞれの法人の理念に沿って記載すること。

（注2）上記記載は、あくまで一例であるので、（注1）を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。

（注3）公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設

の機能を活用して行う事業については、必ずしも定款の変更を行うことを要しないこと。

(備考二)

収益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 収益を目的とする事業

(種別)

第〇条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、次の事業を行う。

(1) 〇〇業

(2) 〇〇業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(備考)

事業種類は、事業の内容が理解できるよう具体的に記載すること。

(収益の処分)

第〇条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和三三年政令第一八五号）第一三条及び平成一四年厚生労働省告示第二八三号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

(備考)

母子及び寡婦福祉法（昭和三九年法律第一二九号）第一四条に基づく資金の貸付を受けて行う、同法施行令（昭和三九年政令第二二四号）第六条第一項各号に掲げる事業については、本条は必要ないこと。

第七章 解散

(解散)

第三六条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三七条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第八章 定款の変更

(定款の変更)

第三八条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、〔所轄庁〕の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を〔所轄庁〕に届け出なければならない。

第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第三九条 この法人の公告は、社会福祉法人〇〇福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(備考)

解散時の債権申出の催告及び破産手続の開始については、官報によって公告すること。

(施行細則)

第四〇条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員、評議員<、会計監査人>は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長

理 事

//

//

//

//

監 事

//

評議員

//

//

//

//

//

//

<会計監査人>

(備考一)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(備考二)

平成 29 年 4 月 1 日前に設立された法人は、評議員及び会計監査人の定めは不要。

《 社会福祉事業一覧 》

○注意

社会福祉事業については、基本的に、社会福祉法第2条第2項及び第3項の表現にならない、定款に記載することとなるが、内容の異なる事業を「及び」などで結合せず、それぞれ独立した号とすること。

(1) 第一種社会福祉事業

根 拠 法	記 載 方 法
児童福祉法	乳児院の経営
	母子生活支援施設の経営
	児童養護施設の経営
	障害児入所施設の経営
	情緒障害児短期治療施設の経営
	児童自立支援施設の経営
老人福祉法	養護老人ホームの経営
	特別養護老人ホームの経営
	軽費老人ホームの経営
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害者支援施設の経営
生活保護法	救護施設の経営
	更生施設の経営
	医療保護施設の経営
	授産施設の経営
	宿所提供施設の経営
	生計困難者に対して助葬を行う事業の経営
売春防止法	婦人保護施設の経営
社会福祉法	授産施設の経営
	生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融資する事業の経営

(2) 第二種社会福祉事業

根 拠 法	記 載 方 法
児童福祉法	障害児通所支援事業の経営
	障害児相談支援事業の経営
	児童自立生活援助事業の経営
	放課後児童健全育成事業の経営
	子育て短期支援事業の経営
	乳児家庭全戸訪問事業の経営
	養育支援訪問事業の経営
	地域子育て支援拠点事業の経営
	一時預かり事業の経営
	小規模住居型児童養育事業の経営
	小規模保育事業の経営
	病児保育事業の経営
	助産施設の経営
	保育所の経営
	児童厚生施設の経営
	児童家庭支援センターの経営
	児童の福祉の増進について相談に応ずる事業の経営
身体障害者福祉法	身体障害者生活訓練等事業の経営
	手話通訳事業の経営
	介助犬訓練事業の経営
	聴導犬訓練事業の経営
	身体障害者福祉センターの経営
	補装具製作施設の経営
	盲導犬訓練施設の経営
	視覚障害者情報提供施設の経営
	身体障害者の更生相談に応ずる事業

根拠法	記載方法
老人福祉法	老人居宅介護等事業の経営
	老人デイサービス事業の経営
	<u>(老人デイサービス事業と老人デイサービスセンター)</u>
	<p>(1) 専用施設において行われるもの →老人デイサービスセンター</p> <p>(2) 特別養護老人ホーム等他の目的を有する施設において行われるもの→老人デイサービス事業</p> <p>(3) 特別養護老人ホーム等に併設されるもの</p> <p>① 日常動作訓練及び養護並びに通所事業を実施するための専用設備を有するもの →老人デイサービスセンター</p> <p>② ①の要件を満たさないもの →老人デイサービス事業</p> <p>※デイサービス事業は老人福祉法の事業開始届で足りるが、デイサービスセンターは加えて設置届が必要。</p>
	老人短期入所事業の経営
<u>(老人短期入所事業と老人短期入所施設)</u>	
(1) 専用施設において行われるもの →老人短期入所施設	
(2) 特別養護老人ホーム等他の目的を有する施設において行われるもの →老人短期入所事業	
(3) 特別養護老人ホーム等に併設されるもの	
<p>① ア) 短期入所のための専用居室、浴室及び食堂を専用の設備として有し、かつイ) 独立した施設として機能を果たしうる職員配置を有するもの →老人短期入所施設</p> <p>② ①の要件を満たさないもの →老人短期入所事業</p> <p>※老人短期入所事業は老人福祉法の事業開始届で足りるが、老人短期入所施設は加えて設置届が必要。</p>	
小規模多機能型居宅介護事業の経営	
認知症対応型老人共同生活援助事業の経営	

根 拠 法	記 載 方 法
老人福祉法 (つづき)	複合型サービス福祉事業の経営 老人デイサービスセンターの経営 老人短期入所施設の経営 老人福祉センターの経営 老人介護支援センターの経営
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害福祉サービス事業の経営 一般相談支援事業の経営 特定相談支援事業の経営 移動支援事業の経営 地域活動支援センターの経営 福祉ホームの経営
知的障害者福祉法	知的障害者の更生相談に応ずる事業
母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子家庭等日常生活支援事業の経営 寡婦日常生活支援事業の経営 母子・父子福祉施設センターの経営
社会福祉法	生計困難者に対して生活必需品等を与える事業 生計困難者の生活に関する相談に応ずる事業 生計困難者のために無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付ける事業 生計困難者のために無料又は低額な料金で、宿泊所等を利用させる事業 生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業 生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設又は介護医療院を利用させる事業 隣保事業 福祉サービス利用援助事業 社会福祉事業に関する連絡を行う事業 社会福祉事業に関する助成を行う事業
生活困窮者自立支援法	認定生活困窮者就労訓練事業
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (認定こども園法)	幼保連携型認定こども園の経営

《 公 益 事 業 例 》

内 容	記 載 方 法	
更生保護事業	更生保護事業	
実施期間が6月を超えない社会福祉事業 (社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業については3月)	記載方法は「社会福祉事業一覧」(本書 P23～26 参照)と同じ。	
「社会福祉事業一覧」(本書 P23～26 参照)の第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業中「生活困難者に対し無料又は低額な料金で診療を行う事業」までの事業であって常時保護を受ける者が入所5人、その他20人(授産施設10人)に満たないもの	記載方法は「社会福祉事業一覧」(本書 P23～26 参照)と同じ。	
社会福祉事業の助成を行うものであって、助成の金額が毎年度5百万円に満たないもの又は助成を受ける社会福祉事業の数が50に満たないもの	記載方法は「社会福祉事業一覧」(本書 P23～26 参照)と同じ。	
介護保険法に基づく 事業	福祉系サービス	居宅介護支援事業
		訪問入浴介護事業
		福祉用具貸与事業
		地域密着型サービス事業
		介護予防サービス事業
		介護予防支援事業
		地域支援事業を市町村から受託して実施する事業
	医療系サービス	訪問看護事業
		訪問リハビリテーション事業
		居宅療養管理指導事業
	通所リハビリテーション事業	
	短期入所療養介護事業	
介護老人保健施設を経営する事業	介護老人保健施設の経営	
老人保健法に規定する指定老人訪問看護事業	指定老人訪問看護事業	
人材養成施設を経営する事業	社会福祉士養成施設の経営	
	介護福祉士養成施設の経営	
	精神保健福祉士養成施設の経営	
	保育士養成施設の経営	
	社会福祉主事養成機関の経営	

内 容	記 載 方 法
有料老人ホーム、老人憩の家等を経営する事業	<p>【施設種別名】の経営</p> <p>(例) 有料老人ホームの経営</p>
老人大学校等を経営する事業	
身体障害者向け住宅、身体障害者保養所、身体障害者体育館等を経営する事業	
おもちゃ図書館、心身障害児保養所等を経営する事業	
精神障害者向け生活施設、共同住宅等を経営する事業	
手話通訳者養成・派遣を行う事業	〇〇事業
社会福祉事業従事者に対し研修を行う事業	
企業委託型保育サービス	企業委託型保育サービス事業
専用の設備を使用して、福祉サービスが必要とする地域住民に対して無償又は実費に近い対価で給食、入浴等のサービスを行う事業	(訪問) 給食サービス事業
	(訪問) 入浴サービス事業
	〇〇サービス事業
福祉有償運送を行う事業	福祉有償運送事業
障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく事業	障害者就業・生活支援センター事業 (雇用安定等事業)
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業	コミュニケーション事業
	日常生活用具給付等事業
	盲人ホーム事業
	訪問入浴サービス事業
	身体障害者自立支援事業
	重度障害者在宅就労促進特別事業
	更生訓練給付事業
	施設入所者就職支度金給付事業
	生活支援事業
	日中一時支援事業
	生活サポート事業
社会参加促進事業	

《担当窓口一覧》

1 定款変更手続き全般（事前相談含む）

担当部署名	郵便番号	住所	電話番号（直通）
宮城県 保健福祉部 社会福祉課 団体指導班	980-8570	仙台市青葉区本町三丁目 8-1	022-211-2516

2 申請書（届出書）の提出先

担当部署名	郵便番号	住所	電話番号（直通）
仙南保健福祉事務所 企画総務班	989-1243	柴田郡大河原町字南 129-1	0224-53-3115
仙台保健福祉事務所 企画総務班	985-0003	塩竈市北浜四丁目 8-15	022-363-5502
北部保健福祉事務所 企画総務班	989-6117	大崎市古川旭四丁目 1-1	0229-91-0707
東部保健福祉事務所 企画総務班	986-0850	石巻市あゆみ野五丁目 7 番地	0225-95-1416
気仙沼保健福祉事務所 企画総務班	988-0066	気仙沼市東新城三丁目 3-3	0226-22-6661

※市所管の社会福祉法人については、各市担当課へ確認してください。